

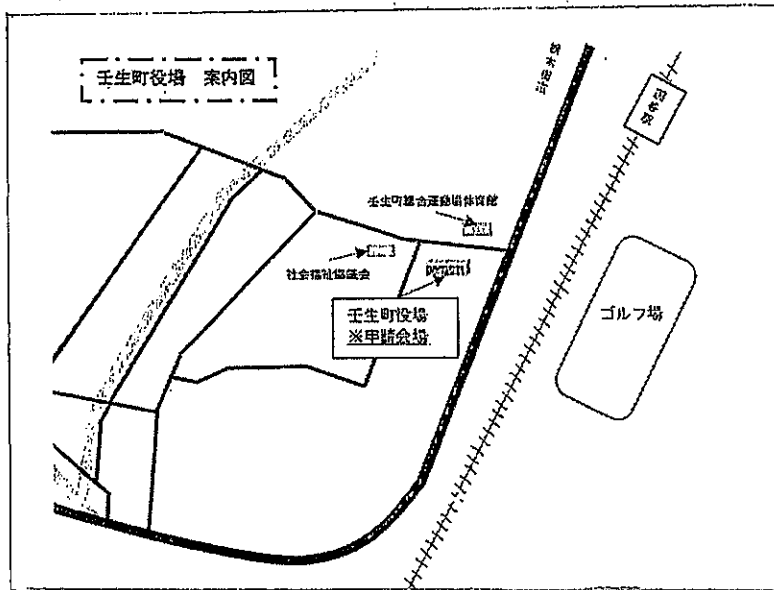
《壬生町にお住まいの方》

令和6(2024)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。
今年度は、壬生町役場1階 101会議室で申請を受け付けます。
※共同・受委託の方は栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生等会議室で受け付けます。
受付日時等は裏面のとおりでありますので、交付を希望する方は、御確認ください。

1. 受付日、受付時間、対象自治会 裏面の表をご覧ください。
2. 申請会場（壬生町役場：壬生町壬生甲3841-1）

壬生町役場 101会議室



3. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証（原本）を添付。）
- (3) 使用者証更新手数料 420円（※新規申請及び使用者証更新の場合）
- (4) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合）
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

④農業等に係る免税制度については、地方税法の規定により、現在令和6(2024)年3月31日までの経過措置となっています。令和6(2024)年の交付時点では制度延長が未定のため、耕作面積の増加等により増加した分の免税証は、制度延長決定以降の交付となります。

4. 問い合わせ先

- 栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 TEL0282-23-6882
- 壬生町農業委員会事務局 TEL0282-81-1875（耕作証明書について）

令和6(2024)年 農業用免税軽油申請受付及び免税証交付日程表

地区	受付日	受付時間	自治会及び会場
共同 受委託	2月8日(木)	9:00~11:30 および 13:00~15:30	栃木県庁下都賀庁舎 第2 福利厚生棟会議室
南 犬 飼 地 区	2月26日(月)	9:00~11:30 13:00~15:30	北 小 林
			上 田
			中 泉
			助谷・助谷原
			安塚一~三、南部、中央
			上 長 田
			国谷中央、本田、新田
稻 葉 地 区	2月27日(火)	9:00~11:30 13:00~15:30	釜ヶ淵、原坪、鹿島
			下 町 、 上 町
			下馬木(稲葉)
			本 郷 、 松 原
			西 部 、 北 原 、 中 央
			台 宿 、 下 坪
			東 原 、 鯉 沼
壬 生 地 区	2月28日(水)	9:00~11:30	福 和 田
			下 表 町 、 中 表 町
			下 横 町 、 今 井
			上 表 町 、 東 下 台
			城 東 町 、 舟 町
			栄 町 、 仲 通 町
			上 通 町 、 駅 東
			城 内 、 城 南
			下馬木(壬生)
			西 高 野
	13:00~15:30	上 新 町 、 万 町	
		三 好 町 、 旭 町	
		車 塚 、 星 の 宮	
		台 坪 、 上 坪	
		前 宿 坪	
		田 向 稻 荷 内	
		馬 場 、 原 宿	
		至 宝 町 北 ・ 南	
		六美町南部・中央・北部	
		緑町・幸町・おもちゃのまち・いずみ	
ひばりヶ丘・下台団地・県営壬生住宅			

壬生町役場 一〇一 会議室

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
 ※更新手数料420円がかかる方は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。
 ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。
 ※マスクの着用等、感染症予防策については個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状等がある方は、来場を見合わせるようお願いいたします。